

訪問看護 医療DX情報活用加算のお知らせ

2024年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、以下のように訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を2025年2月1日より所定額に加算いたします。

(新) 訪問看護医療DX情報活用加算 (50円)

こちらの加算に対する当ステーションでの取り組みは以下の通りです。

- 訪問看護療養費および公費負担医療に関する費用をオンライン請求いたします。
- 医療保険情報をオンライン資格確認で行う体制を導入します。
- 医療DX推進の体制を整備し、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得して活用することでサービスの質を向上させます。
- 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認などのシステムで取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施します。
- マイナ保険証の利用を促進するなど、医療DXを通じた質の高い医療の提供を実施いたします。

上記の掲示事項について、ウェブサイトに掲載しています。

2025年1月
いしき訪問看護ステーション